

議 案 概 要

〈令和4年第1回定例会〉

【追加提案】

向 日 市

議案件数 3 件

条例案件 3 件

議案第 26 号	向日市職員の給与に関する条例等の一部改正について -----	1
議案第 27 号	向日市国民健康保険条例の一部改正について -----	3
議案第 28 号	向日市介護保険条例の一部改正について -----	3

議案第 26 号 向日市職員の給与に関する条例等の一部改正について

[総務部人事課]

[改正の趣旨]

令和 3 年度の人事院勧告に準じ、職員の期末手当並びに市長等特別職の期末手当の額の改定及び令和 3 年 1 2 月期の期末手当の減額調整などを行うため、「向日市職員の給与に関する条例」、「向日市長及び副市長の給与に関する条例」、「向日市一般職の任期付職員の採用等に関する条例」及び「向日市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」の一部を改正するもの

[改正の内容]

第 1 条関係（向日市職員の給与に関する条例）

期末手当の支給月数の改定

【一般職】

6 月及び 1 2 月の期末手当の支給月数を、0.075 月引き下げるもの

		6 月	1 2 月	合 計
期末手当		1.2 月	1.2 月	2.40 月
	現行	1.275 月	1.275 月	2.55 月
勤勉手当		0.95 月	0.95 月	1.90 月
合計		2.15 月	2.15 月	4.30 月
	現行	2.225 月	2.225 月	4.45 月

【再任用職員】

6 月及び 1 2 月の期末手当の支給月数を、0.05 月引き下げるもの

		6 月	1 2 月	合 計
期末手当		0.675 月	0.675 月	1.35 月
	現行	0.725 月	0.725 月	1.45 月
勤勉手当		0.45 月	0.45 月	0.90 月
合計		1.125 月	1.125 月	2.25 月
	現行	1.175 月	1.175 月	2.35 月

第2条関係（向日市長及び副市長の給与に関する条例）

期末手当の支給月数の改定

6月及び12月の期末手当の支給月数を、0.05月引き下げるもの

		6月	12月	合計
期末手当		1.625月	1.625月	3.25月
	現行	1.675月	1.675月	3.35月

第3条関係（向日市一般職の任期付職員の採用等に関する条例）

期末手当の支給月数の改定（特定任期付職員）

6月及び12月の期末手当の支給月数を、0.05月引き下げるもの

		6月	12月	合計
期末手当		1.625月	1.625月	3.25月
	現行	1.675月	1.675月	3.35月

第4条関係（向日市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例）

期末手当の支給について、向日市職員の給与に関する条例の例によることとされているが、本一部改正条例の附則第2条第1項の規定にかかわらず、減額調整を行わない制定附則を追加するもの

附則（特例措置）

令和4年6月に支給する期末手当の額は、新たな条例等の規定により算出される期末手当の額から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日前1か月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における職員区分ごとに、それぞれに定める割合を乗じて得た額を減ずるもの

- (1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 127.5分の15
- (2) 再任用職員 72.5分の10
- (3) 向日市長及び副市長の給与に関する条例第1条に規定する特別職の職員 167.5分の10

〔施行期日〕

公布の日

議案第 27 号 向日市国民健康保険条例の一部改正について

〔市民サービス部医療保険課〕

〔改正の趣旨〕

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことなどによる保険料の減免を令和4年度も引き続き行うため、「向日市国民健康保険条例」の一部を改正するもの

〔改正の内容〕

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間の納期限が設定されている保険料についても減免を行う。

※減免額については規則で規定（2割から8割までの減額又は免除）

〔施行期日〕 令和4年4月1日

議案第 28 号 向日市介護保険条例の一部改正について

〔市民サービス部高齢介護課〕

〔改正の趣旨〕

新型コロナウイルス感染症の影響により令和4年度介護保険料の納付が困難な第1号被保険者について、経済的負担の軽減を図るための減免措置等を行うため、「向日市介護保険条例」の一部を改正するもの

〔改正の内容〕

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる第1号被保険者の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間の納期限が設定されている保険料について、減免を行う。

※減免額については規則で規定（8割の減額又は免除）

(2) 刑事施設に収容されている者の保険料について、減免を行う。

〔施行期日〕 令和4年4月1日